

# 公 告

災害発生時等において、円滑かつ迅速な災害対策及び災害復旧の支援作業を実施することを目的として、北海道開発局室蘭開発建設部が保有する災害対策用機械の運用に係る民間協力に関する協定を締結するため、その対象となる法人等を下記のとおり募集するので公告する。

令和6年12月11日

北海道開発局  
室蘭開発建設部長  
佐藤 徹

1 協定の名称及び内容  
別紙-1

2 応募資格及び条件

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有する者であること。

また、この協定に参加を希望する者は、下記に掲げる事項を証明した書面を提出し、事前に審査を受けなければならない。ただし、書類については、(ア)又は(イ)どちらか一方の提出で足りるものとするが、(イ)に掲げる書類を提出した場合は、資格決定通知を受けた後に、速やかに(ア)に掲げる書類を提出すること。

(ア) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」北海道地域の競争参加資格を有する者であることを証明する書類（資格審査決定通知書の写し）

(イ) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」を含む北海道地域の競争参加資格について、審査申請したことを証明する書類（当該申請書の写し等）

(3) 災害対策用機械の運転操作、搬送、設置等（以下「災害応急対策時等」という。）を行うために、次表に示す技術条件A、B又はCのいずれかを満たすこと。ただし、大型・中型・準中型の各運転免許保有者は、緊急自動車運転資格<sup>※1</sup>を有していること。

なお、各運転免許、資格等は必要最低限のものであり、同等以上の運転免許、資格等を認める。災害対策用機械は別紙-2のとおりとする。

災害応急対策時等の内容	技 術 条 件
災害時等において、災害対策用機械を用いて災害応急対策時等を行うものであり、作業内容は次のとおりとする。 ・排水ポンプ車による排水作業 ・夜間等の照明、投光作業 ・その他関連作業	技術条件A、B又はCのいずれかを満たすこと。ただし、大型・中型・準中型の各運転免許保有者は緊急自動車運転資格を有していること。  【技術条件A】 ①大型自動車免許(11t以上) 1名以上 ②普通自動車免許 1名以上  【技術条件B】 ①中型自動車免許(11t未満) 1名以上 ②普通自動車免許 1名以上 ③小型移動式クレーン運転技能 1名以上 ④玉掛技能 1名以上  【技術条件C】 ①準中型自動車免許(7.5t未満) 1名以上 ②普通自動車免許 1名以上  ※①と②の自動車免許保有者は重複しないこと。

※1 緊急自動車運転資格

準中型、中型若しくは大型自動車免許を受けていた期間が通算して3年以上又は公安委員会が行う審査を受け合格した者

- (4) 北海道開発局室蘭開発建設部が要請したときに、災害対策用機械の運転操作及び現地の設置作業に必要な資格を有する作業員を対象機械の配置場所に集合させ、出勤場所までの運転操作、搬送、設置等を含む災害応急対策時等の作業が実施できること。  
また、平常時に室蘭開発建設部が実施する災害対策用機械操作訓練等に作業員を参加させること。

配置場所

- ・ 鶴川防災拠点 住所：勇払郡むかわ町花園町2丁目1
- ・ 富川防災ステーション 住所：沙流郡日高町富川東2丁目8-1

3 応募時の提出書類及び問合せ先

(1) 応募時に必要な提出書類

- (ア) 記2(2)で指示した書類
- (イ) 会社概要(営業所等所在地、資本金、事業内容、社員数及び派遣可能要員数)
- (ウ) 出勤要請時社内連絡体制
- (エ) 運転要員調書
- (オ) 様式-2に記入した有資格者が保有する免許証等の写し

任意様式  
様式-1  
様式-2  
任意様式

(2) 応募及び問合せ先

〒051-8524 室蘭市入江町1番地14  
北海道開発局 室蘭開発建設部 防災課  
TEL 0143-25-7052 (ダイヤルイン)

4 公告期間

令和6年12月11日(水) から 令和7年2月14日(金)まで

5 協定締結対象者の決定及び通知方法

応募のあった者について、記2の応募資格及び条件並びに記3に記載している提出書類に基づき審査を行う。

なお、応募した者は、室蘭開発建設部からの審査に関する質疑に答える義務を有するものとする。  
審査結果は文書をもって通知する。

6 本協定締結年月日

協定締結対象者の決定後、随時締結を行う。

以上

北海道開発局室蘭開発建設部災害対策用機械の出動等に関する基本協定

(目 的)

第1条 この協定は、室蘭開発建設部災害対策用機械管理運営要領に基づき、災害応急対策時等において災害対策用機械の出動、運転操作等に関し必要となる運転要員の確保等に関する協定を定め、もって災害応急対策時等において円滑な災害対策に資することを目的とする。

(業務の発生及び内容)

第2条 北海道開発局管内等において災害等が発生し、又はそのおそれがある場合には、北海道開発局室蘭開発建設部長（以下「甲」という。）は、その状況に応じ、協定を締結する会社（以下「乙」という。）に対し、災害対策用機械の出動等を要請する。この場合において、乙は、速やかに災害対策用機械の運転操作、搬送、設置等（以下「業務」という。）を実施するものとする。

(出動要請の特例)

第3条 甲は、北海道開発局管外の区域においても乙に出動を要請できるものとし、乙は、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

(業務の期間)

第4条 乙が業務を実施する期間は、甲の指示した日時から業務を終えた後、所定の配置場所に帰着し、甲の点検を完了した日時までとする。

(自動車保険への加入)

第5条 乙は、甲が示す条件の自動車保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。この場合において、保険に加入するときは、事前に保険契約内容を甲に提出し、及びその承認を得なければならない。

2 前項の保険に係る加入料は、甲が負担するものとする。

(災害対策用機械の運転操作訓練等)

第6条 甲及び協力会社相互の協力体制の充実を図るため、甲は、災害対策用機械の運転操作法等を習得する機会をつくり、乙は、甲の指示により積極的に参加するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、乙が出動要請を受け出動したときは、乙と必要な契約を締結するものとする。

(被災地等における業務指示)

第8条 被災地等における業務指示は、甲が派遣する職員又は要請部局等の長が派遣する職員が行うものとし、乙は、その指示に従うものとする。

(業務の終了)

第9条 乙は、業務が完了したときは、速やかに甲に通知するものとする。

(損害の処置)

第10条 業務の実施に伴い、災害対策用機械に損害が生じたとき又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を口頭又は書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、同じ条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

(協定外の事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(雑則)

第13条 この協議の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 北海道開発局室蘭開発建設部長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○

## 別紙－２

## 災害対策用機械一覧表

機 械 名	規 格 等	管理番号	運転免許	資格・講習	標準的な 編成人員 (1台当り)	保管場所	備 考
排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min級	26-4114	中型自動車(11t未満) (8t限定免許：不可)	小型移動式クレーン・玉掛	5人	鶴川防災拠点 (勇払郡むかわ町 花園町2丁目1)	緊急自動車
排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min級	26-4115	中型自動車(11t未満) (8t限定免許：不可)	小型移動式クレーン・玉掛	5人		緊急自動車
照明車	ポール式	27-4122	準中型自動車(7.5t未満) (8t限定免許：可)	—	2人		緊急自動車
排水ポンプ車	60m <sup>3</sup> /min級 10m (高揚程30m <sup>3</sup> /min級 20m)	25-4113	大型自動車(11t以上)	—	5人	富川防災ステーション	緊急自動車
照明車	ポール式	R02-4174	準中型自動車(7.5t未満) (8t限定免許：可)	—	2人	(沙流郡日高町 富川東2丁目8-1)	緊急自動車

## 出勤要請時社内連絡体制

会社名 : \_\_\_\_\_

令和 年 月 日	区分	連絡先
会社所在地      代表者名   責任者名   電話番号   F A X 番号   m a i l	平 日	時間帯 : ~  第 1 次 氏名 : _____ (電話番号 : _____) (mail : _____)  第 2 次 氏名 : _____ (電話番号 : _____) (mail : _____)  第 3 次 氏名 : _____ (電話番号 : _____) (mail : _____)
	夜 間 土日祝日	時間帯 : ~  第 1 次 氏名 : _____ (電話番号 : _____) (mail : _____)  第 2 次 氏名 : _____ (電話番号 : _____) (mail : _____)  第 3 次 氏名 : _____ (電話番号 : _____) (mail : _____)
摘 要	連絡先電話番号は、原則として携帯番号とする。	

・当社は、予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当する者ではありません。

